

【保護者会ジュニアクラブ用】

令和8年度 各務原市ジュニアクラブ認定申請手続き及び謝礼金支払い等の流れ

各務原市教育委員会

各務原市の学校部活動地域展開に関して、学校部活動の代わりに活動を行う団体を「ジュニアクラブ」と称する。「ジュニアクラブ」として活動する場合、以下により認定申請を行う。

1 ジュニアクラブ認定申請書類等

○ジュニアクラブとして活動を開始するときや、代表者の変更など体制が替わるときに各中学校保護者会は、以下の様式（a～d、f）を用いて認定申請を行う。

- a (様式1) 各務原市ジュニアクラブ認定申請書
- b (様式2-1) 各務原市ジュニアクラブ生徒名簿
- c (様式2-2) 各務原市ジュニアクラブ指導者名簿
※指導者の新規登録の場合、マイナンバー・口座登録が必要となります。
※「令和7年度 部活動指導員」の方は、マイナンバー・口座登録が必要となります。
- d (様式3) 活動計画書
- e (様式4) 各務原市ジュニアクラブ解散・休止届出書
- f ジュニアクラブ規約（ジュニアクラブ作成用）または、クラブ独自の会則
 - ・各ジュニアクラブで作成する。※規約様式（雛形）あり
 - ・規約または、クラブ独自会則には以下の内容を網羅する。
 - ア. 総則（クラブの名称、事務局の所在地）
 - イ. 目的及び事業
 - ウ. クラブ員（入会資格、手続き、クラブ費等）
 - エ. 役員（役職、任期等）
 - オ. 会議（会議の種類、議決）
 - カ. 会計
 - キ. 細則（輸送、慶弔等）
 - ク. 規定の改定

2 ジュニアクラブ認定申請書類等の提出・認定

(1) 提出先

- ・所属学校 ※所属学校より教育委員会学校教育課に提出

(2) ジュニアクラブ認定申請書類及び提出期限

①令和7年度に引き続き令和8年度継続申請する場合

ア 令和8年4月末

- ・(様式2-2) 各務原市ジュニアクラブ指導者名簿
※会計処理のために毎年度当初に必要となる。
- ・ジュニアクラブ規約（ジュニアクラブ作成用）または、独自の会則

イ 令和8年5月末

- ・(様式2-1) 各務原市ジュニアクラブ生徒名簿※1年生の加入後の名簿
- ・(様式3) 活動計画書

ウ 令和8年10月末※3年生引退後の新体制時

- ・(様式1) 各務原市ジュニアクラブ認定申請書
- ・(様式2-1) 各務原市ジュニアクラブ生徒名簿※3年生が引退した後の新体制の名簿

②令和8年度4月新規申請の場合

ア 令和8年4月末

- ・(様式1) 各務原市ジュニアクラブ認定申請書
- ・(様式2-2) 各務原市ジュニアクラブ指導者名簿
※「令和7年度 部活動指導員」の方はマイナンバー・口座登録が必要となります。
- ・ジュニアクラブ規約(ジュニアクラブ作成用)または、クラブ独自の会則

イ 令和8年5月末

- ・(様式2-1) 各務原市ジュニアクラブ生徒名簿※1年生の加入後の名簿
- ・(様式3) 活動計画書

ウ 令和8年10月末※3年生引退後の新体制時

- ・(様式1) 各務原市ジュニアクラブ認定申請書
- ・(様式2-1) 各務原市ジュニアクラブ生徒名簿※3年生が引退した後の新体制の名簿

提出書類	令和8年度継続申請	令和8年度新規申請
(様式1) 各務原市ジュニアクラブ認定申請書		①令和8年4月末
	①令和8年10月末※新体制時	②令和8年10月※新体制時
(様式2-1) 各務原市ジュニアクラブ生徒名簿	①令和8年5月末※新1年生加入時	
	②令和8年10月末※新体制時	
(様式2-2) 各務原市ジュニアクラブ指導者名簿	令和8年4月末	
(様式3) 活動計画書	令和8年5月末	
(様式4) 各務原市ジュニアクラブ解散・休止届出書	解散・休止のときや、スポーツ協会ジュニアクラブへ変更するときなど。	
ジュニアクラブ規約	令和8年4月末	

※変更がある場合は、その都度提出する。

(3) 認定

- ・教育委員会にて認定した後、「(様式1) 各務原市ジュニアクラブ認定申請書」にて結果を報告する。なお、「(様式1) 各務原市ジュニアクラブ認定申請書」は、所属学校経由で返却する。

(4) 認定期間

- ・3年生引退後の新体制時より翌年度の新体制時までの1年間とする。
※新規登録の場合、新規認定から次期の新体制までとする。

(5) 留意事項

- ・代表者や指導者の変更等、申請時と変更があったときは、変更した事項に係る書類を所属学校に提出する。学校は教育委員会学校教育課に提出する。
- ・市等からの指導助言等に対して、適切に対応する。

3 申請書類の提出時期等及び記入等に係る主な留意事項

(1) (様式1) 各務原市ジュニアクラブ認定申請書

■提出期限及び認定期間、提出先

○夏季中体連大会等終了後の新体制時(10月末をめぐり)に提出する。認定期間は1年間(翌年の夏季中体連大会等まで)とする。ただし、代表者が変更する場合、途中であっても変更時に提出する。なお、新規の場合は、新規時に提出する。

○学校に提出する。(学校より教育委員会学校教育課へ提出)

①申請にあたって、ジュニアクラブの名称は、民間スポーツクラブ等との混同を避けるため、「△中〇〇ジュニアクラブ」で統一する。

※ジュニアクラブとして市の公共施設予約システムの利用者カードをつくる場合は、この名称で、認定申請に用いる様式で行える(部活動用のカードの名称変更申請をする方法もある)。

②申請を受理した教育委員会学校教育課は、所属学校経由で結果を連絡する。

③年度が替わり生徒数に変更しても「(様式2-1)各務原市ジュニアクラブ生徒名簿」を提出することにより、「(様式1)各務原市ジュニアクラブ認定申請書」を提出する必要はない。

(2) (様式2-1) 各務原市ジュニアクラブ生徒名簿

■提出期限、提出先

○5月末(毎年度)※新1年生の入部完了後(3学年分となる)

○10月末(毎年度)※夏季中体連大会等終了後(1・2年生分となる)

○学校に提出する。(学校より教育委員会学校教育課へ提出)

①新入生への保護者会ジュニアクラブへの加入意思確認は、新年度に所属学校で行う入部手続き(継続確認含む)の際に合わせて行う。

②新2年生、新3年生は、年度末に行う部活動継続確認の際に合わせて、ジュニアクラブへの加入意思確認を行う。

(3) (様式2-2) 各務原市ジュニアクラブ指導者名簿

■提出期限、提出先

○4月末(毎年度)

○変更時

○学校に提出する。(学校より教育委員会学校教育課へ提出)

①指導者情報として、「新規か継続か」「所有している指導者資格」を必ず明記(所有しない場合は、なしと記載)する。新規の場合は、マイナンバー・口座登録に係る書類を提出する。

②「令和7年度 部活動指導員」による部活動で活動していた場合も、指導者の新規登録となるため、マイナンバー・口座登録に係る書類を提出する。

②名簿に記載する指導者は、基本情報として教育委員会教育総務課と共有する。

(4) (様式3) 活動計画書

■提出期限、提出先

○5月末(毎年度)

○学校に提出する。(学校より教育委員会学校教育課へ提出)

①「主な活動日」については活動する曜日の欄に○、「主な活動時間」については、開始と終了の時刻を記載する。活動時間はガイドラインが示す基準を越えない。

②大会やコンクールについては、参加を予定する主なものを「5月△△協会春季大会」のように端的に記載する。※練習試合等は含めない。

(5) (様式4) 各務原市ジュニアクラブ解散・休止届出書

・ジュニアクラブを解散または、休止するときは、「(様式4)各務原市ジュニアクラブ解散・休止届出書」を所属学校に提出する。学校は教育委員会学校教育課に提出する。

(6) ジュニアクラブ規約(ジュニアクラブ作成用)または、クラブ独自の会則

■提出期限、提出先

○4月末

※今年度は、すべてのジュニアクラブが提出する書類となる。令和8年度以降、内容に変更がない場合は、年度ごとに提出する必要はない。ただし、参加費等、内容に変更がある場合は、その都度提出する。

○学校に提出する。(学校より教育委員会学校教育課へ提出)

○ジュニアクラブは、以下に示す目的や活動内容、運営方法等が記された規約等を作成する。

- ア. 総則 (クラブの名称、事務局の所在地)
- イ. 目的及び事業
- ウ. クラブ員 (入会資格、手続き、クラブ費等)
- エ. 役員 (役職、任期等)
- オ. 会議 (会議の種類、議決)
- カ. 会計
- キ. 細則 (輸送、慶弔等)
- ク. 規定の改定

4 指導者謝礼金の支払い

(1) 活動実績の報告

①認定されたジュニアクラブの活動は、所属学校で部活動顧問等により作成する「月別活動計画書・報告書」に以下の要領で記載し、それをもとに月ごとに所属学校から教育委員会教育総務課に活動実績の報告をする。

【活動計画書記入例】

月	日	行事	クラブ	備	活動時間	指導者
20	土		保護者クラブ	ジュ	9:00 ~12:00	桜町太郎
21	日		保護者クラブ		13:00 ~16:00	桜町太郎

※備考欄に「ジュ」とあるものが保護者会ジュニアクラブ

②実績報告により、所属学校と教育委員会にて、活動状況(岐阜県ガイドラインに則った活動時間や休養日等)の適切性の確認をする。

(2) 謝礼金の支払い

①実績報告を受けた教育委員会教育総務課は、月ごとに時給1,000円で算出した謝礼金を、各指導者の個人口座に振り込む。

②指導者への謝礼金は、210時間(休日50日3時間計150時間、大会日10日6時間計60時間)を上限に支払われる。指導者が複数人いる場合は、210時間を分け合う。

【支払いの流れ】

